

# PCR検査等無料化の概要

- 「対象者全員検査」等の利用を促し、検査の受検を普及させるため、経済社会活動を行うにあたり必要になるPCR検査等を無料化。
- 感染拡大の傾向が見られる場合には、都道府県知事の判断により、幅広く感染不安などの理由によるPCR検査等を無料化。原則、レベル2（警戒を強化すべきレベル）以上で実施。

## ワクチン検査パッケージ・対象者全員検査等定着促進事業

### （検査対象・方法）

- 経済社会活動を行うにあたり、「ワクチン・検査パッケージ制度」又は「対象者全員検査」及び民間にて自主的に行う検査結果を確認する取組のため必要となる検査を無料化

- 検査は薬局・民間検査機関等において原則対面で実施

※ワクチン・検査パッケージ制度の適用は原則として当面停止  
(令和4年1月19日付基本的対処方針)



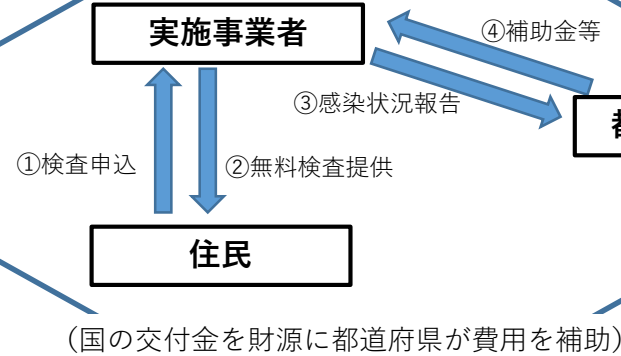
## 感染拡大傾向時の一般検査事業

### （検査対象・方法）

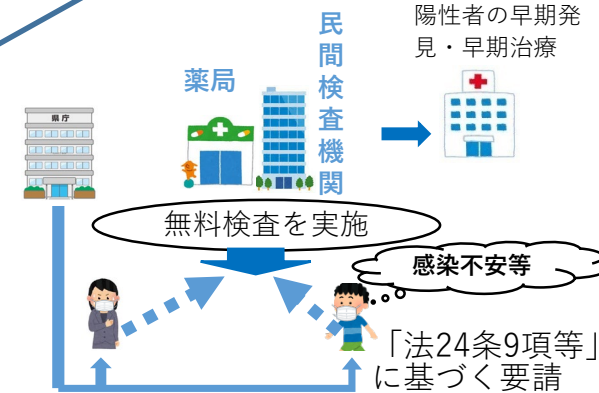
- 左記に加え、都道府県知事が、特措法24条9項等に基づき、「不安に感じる無症状者は、検査を受ける」ことを要請した場合、これに応じて住民が受検する検査を無料化

- 検査は薬局・民間検査機関等において原則対面で実施

- 令和3年12月23日からオミクロン株の市中感染等が確認された都道府県ではレベル2以下でも実施可能。12月27日から隣接県にも適用。



感染拡大傾向時には、検査のネットワークを活用して対象拡大



ワクチン検査パッケージ・対象者全員検査等定着促進事業については令和3年度内に限り支援。